

業務管理体制の整備及び届出について

1 概要

障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正（24年4月1日施行）により、障害福祉サービス事業者等の不正事案の再発を防止し、障害福祉サービス事業等運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備を義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権及び不正事業者による処分逃れ対策などが規定されています。

これに伴い、すべての事業者は、法人単位で業務管理体制整備に関する届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

整備すべき業務管理体制は、事業者（法人単位）の事業所等の数に応じて定められています。

また、届出先となる行政機関は、事業所等の展開状況によって異なります。

平成31年度以降は、中核市（豊田市、岡崎市、豊橋市）内のみ「①指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設②指定相談支援事業所③指定障害児通所支援事業所」を設置する法人は、各中核市へ届け出ることとなりました。（障害児入所施設を設置している法人については、引き続き愛知県への届出となります。）

2 業務管理体制を整備する必要のある事業者

すべての指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等）は法人単位で、業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要があります。

3 整備すべき業務管理体制

(1) 概要

事業所等の数に応じ、下表のとおり異なります。

業務管理体制の内容			業務執行状況の監査の定期的な実施
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
※事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

【注意点】

事業所等の数とは、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、①居宅介護事業所と②重度訪問居宅介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

(2) 法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）以下「法」という。）に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選定することを想定しています。

法務部門を設置していない法人の場合は、法人内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(3) 法令遵守規程について

少なくとも、事業所の従業員に、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、法人の実態に即したもので構いません。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

(4) 業務執行状況の監査について

法人が既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、法人の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、規定では監査は定期的に行うこととされていますが、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど効率的かつ効果的に行うことが望まれます。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

4 届出先関係行政機関

(根拠法令：障害者総合支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の26、第24条の19の2及び第24条の38)

平成31年4月1日より、業務管理体制整備に関する**届出書の提出先**が以下のとおり変更となりました。

なお、既に届出(整備)をされている法人については、変更事由に該当しない限り改めて新しい届出をする必要はございません。

ただし、**変更事由(後述5(2)参照)**に該当した際は、変更届(障害者総合支援法上のサービス第3号様式、児童福祉法上のサービスは第4号様式)の届出が必要となります。

※ 平成31年4月1日以降の提出先について

- (1) 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の指定を受けている法人の場合 及び
- (2) 障害児通所支援事業の指定を受けている法人の場合

※新たに、中核市(豊田市、岡崎市、豊橋市)のみに事業所が所在する場合の届出先が、事業所が所在する各中核市に変更となる。

	事業所①所在地	事業所②所在地	H30年度までの届出先	H31年度以降の届出先
A法人	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
B法人	名古屋市	豊田市	愛知県	愛知県
C法人	豊田市	豊田市	愛知県	豊田市
D法人	豊田市	岡崎市	愛知県	愛知県
E法人	豊田市	静岡県浜松市	厚生労働省※	厚生労働省※

※【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の届出先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課

- (3) 障害児入所施設を設置している法人の場合 ※平成31年度以降にも変更はありません。

	事業所①所在地	事業所②所在地	届出先行政機関
A法人	名古屋市	名古屋市	名古屋市
B法人	名古屋市	豊田市	愛知県
C法人	豊田市	豊田市	愛知県
D法人	豊田市	静岡県浜松市	厚生労働省※

(4) 一般相談支援・特定相談支援事業所の指定を受けている法人の場合

※新たに、中核市（豊田市、岡崎市、豊橋市）のみに一般相談支援事業所が所在する場合の届出先が、事業所が所在する各中核市に変更となる。

	事業所①所在地	事業所②所在地	事業所③所在地	H30年度までの届出先	H31年度以降の届出先
A法人	名古屋市 一般相談支援	名古屋市 特定相談支援		名古屋市	名古屋市
B法人	名古屋市 特定相談支援	名古屋市 特定相談支援	豊田市 特定相談支援	愛知県	愛知県
C法人	豊田市 一般相談支援	豊田市 特定相談支援		愛知県	豊田市
D法人	尾張旭市 特定相談支援			尾張旭市	尾張旭市
E法人	尾張旭市 一般相談支援	尾張旭市 特定相談支援		愛知県	愛知県

(5) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所のみ指定を受けている法人の場合

※特定相談・障害児相談支援のみを行う事業所であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する法人の場合は、届け出は各市町村になります。

※平成31年度以降にも変更はありません。

	事業所①所在地	事業所②所在地	届出先行政機関
A法人	名古屋市	名古屋市	名古屋市
B法人	名古屋市	日進市	愛知県
C法人	豊田市	日進市	愛知県
D法人	豊田市	豊田市	豊田市
E法人	尾張旭市	尾張旭市	尾張旭市

※ 上記の(1)から(5)までの複数種類の事業を実施する法人は、それぞれの届出を該当の届出先行政機関に届け出る必要があります。

例えば、(1)においては届出先の該当が愛知県となり、(5)においては、所在の一般市町村が該当の届出先となる場合は、(1)指定障害福祉サービス事業所を実施する法人として、「様式第1号①障害者総合支援法第51条の2第2項」を愛知県あてに、(5)特定相談支援事業所を実施する法人として、「様式第1号②障害者総合支援法第

51条の31第2項」を一般市町村あてに、個別に届け出る必要があります。

5 届出様式及び届出方法等

届出が必要になる事由に応じ、下表のとおり異なります。

なお、愛知県以外に届け出る場合の様式については、届出先の各行政機関に照会ください。

(1) 新規で障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等をはじめの場合

届出書類の名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式1号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式2号
事業所一覧	事業所一覧

※障害者総合支援法及び児童福祉法上の該当条文ごとに様式1号、様式2号、事業所一覧を作成する必要がありますのでご注意ください。

該当条文により、以下の5種別が存在します。

- ①指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者…様式1号及び事業所一覧
- ②指定相談支援事業者の設置者……………様式1号及び事業所一覧
- ③指定障害児通所支援事業者の設置者……………様式2号及び事業所一覧
- ④指定障害児入所施設の設置者……………様式2号及び事業所一覧
- ⑤指定障害児相談支援事業者の設置者……………様式2号及び事業所一覧

※上記の複数種類の事業を実施する法人は、複数の届出が必要になります。

例えば、①指定障害福祉サービス事業所及び②指定相談支援事業所を実施する法人については、指定障害福祉サービス事業所の設置者としての届出と、指定相談支援事業所の設置者としての届出として、個別に届け出る必要があります。下記の記載例にて、①障害者総合支援法第51条の2第2項と②障害者総合支援法第51条の31第2項について、共通の様式第1号を用いて、根拠条文が異なる個別の届出書として作成することとなります。

第1号様式

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和 年 月 日

一宮市長 殿

事業者 名称

障害福祉サービス

一般相談支援・特定相談支援

代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1	届出の内容
	(1) ①法第51条の2第2項、②第51条の31第2項関係 (整備)
	(2) ①法第51条の2第4項、②第51条の31第4項関係 (区分の変更)

(2)業務管理体制の届出事項の変更があった場合

届出書類名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式3号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式4号

◎次のいずれかに変更が生じた場合には変更の届出が必要となります。

- ①法人の種別、名称 (フリガナ)
- ②主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- ③代表者氏名 (フリガナ)、生年月日
- ④代表者の住所、職名
- ⑤事業所名称等及び所在地
- ⑥法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日
- ⑦業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ⑧業務執行の状況の監査の方法の概要

★注意点

- 1 業務管理体制の変更届と通常の指定事業所の変更届は、制度上の位置づけが異なりますので各々で届出が必要となります。
- 2 法人として業務管理体制の届出を既に行い、今後新規事業所を開設した場合、又は複数の事業所の1事業所を廃止した場合で当初と比べて事業所等の数に変更が生じても、**整備する業務管理体制に変更がなければ届出の必要はございません。**つまり法人として事業所の数に増減が生じたのみでは届出の必要がないということになります。

(3)届出先関係行政機関に変更（区分の変更）があった場合

届出書類の名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式1号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式2号
事業所一覧	事業所一覧

設置する事業所の移転や事業所数の増加（または減少）により届出先の変更が生じる場合、障害者総合支援法上のサービスは第1号様式、児童福祉法上のサービスは第2号様式の届出が必要となります。

第1号様式

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和 年 月 日

一宮市長 殿

事業者 名称
 障害福祉サービス
 一般相談支援・特定相談支援
 代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1	届出の内容
	(1) ①法第51条の2第2項、②第51条の31第2項関係 (整備)
	(2) ①法第51条の2第4項、②第51条の31第4項関係 (区分の変更)

〜〜略〜〜

区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部 (局) 課	
	事業者 (法人) 番号 (事業所番号 とは異なるため注意)	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部 (局) 課	
	区 分 変 更 日	年 月 日

区分変更前の行政機関が付番した番号を記入
 不明な場合は、区分変更前の行政機関に確認ください。

「愛知県外の岐阜県に事業所を設置」等具体的理由を記入

届出日ではなく、区分を変更する理由が生じた日を記入

様式第1号及び第2号 (例) 上記の理由なら岐阜県に新規に事業所を設置した日 称及び

区分変更後行政機関名称等の必要事項を記載のうえ、変更前及び変更後の届出先どちらにも届け出る必要があります。

(例1) 従来は名古屋市内にのみ事業所を設置する法人が名古屋市外の愛知県内に事業所を設置する場合

届出先 名古屋市 → 愛知県に変更

区分の変更に関する届出を、名古屋市及び愛知県に届け出ることとなります。

(例2) 従来は愛知県内にのみ事業所を設置する法人が愛知県外に新たな事業所を設置する

場合

届出先 愛知県 → 厚生労働省本省に変更

区分の変更に関する届出を、愛知県及び厚生労働省本省に届け出ることとなります。

(例3) 従来は豊田市及び名古屋市に事業所を設置しており、愛知県へ届出する法人が豊田市内の事業所を廃止し、名古屋市内のみに事業所を設置する場合

届出先 愛知県 → 名古屋市に変更

区分の変更に関する届出を、名古屋市及び愛知県に届け出ることとなります。

上記の例のうち、特に(例2)についての対応漏れが判明することが多くあります。愛知県以外でも事業所を展開する法人においては、区分の変更について届出が完了しているか否かの再確認をお願いします。

業務管理体制についての注意点について

1、事業所の数え方について

- ・事業所の数は、その指定を受けたサービス種類ごとに1事業所とカウントします。
- ・事業所番号が同一であっても、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所としてカウントします。

例 多機能型事業所で、生活介護事業と就労継続支援B型事業の指定を受けている場合は**事業所一覧表**に2段に分けて記載する。

- ・事業所の数は、障害者自立支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに事業をカウントし、条文ごとの事業各々について届け出る必要があります。

例 県内だけに事業所があるB法人で、現在指定を受けているサービス事業が①生活介護、②就労継続支援B型、③居宅介護、④重度訪問介護、⑤一般相談支援、⑥児童発達支援、⑦放課後等デイサービスであった場合、全体としては7事業所であるが、根拠条文ごとにカウントするため、下記のと通りの届出を行う。

B法人が行う届出については以下のとおりである。

①～④が障害福祉サービス事業に該当する	様式1号+事業所一覧
⑤が指定相談支援事業に該当する	様式1号+事業所一覧
⑥、⑦が指定障害児通所支援事業に該当する	様式2号+事業所一覧

- ・従たる事業所については、主たる事業所と一体運営をしているため、主たる事業所と従たる事業所で**1事業所**としてカウントする。

2、法令遵守責任者の選任について

法令上役職等の要件はございません。但し、法人について事業所全体の法令遵守について確認できる立場にある方となります。

3、法令遵守規定

業務が法令に適合することを確保するための規程です。規程は、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。様式は任意のです。

4、業務執行の状況の監査

事業者が既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、規定では監査は定期的に行うこととされていますが、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。様式は任意です。

障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和 年 月 日

一宮市長 殿

事業者(法人)番号は、事業所番号(10桁)とは異なります。そのためこの部分の記入は不要です。

事業者(法人) 名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

該当部分に○をつける。具体的には、障害福祉サービス及び障害者支援施設の事業所は(1)の①を、相談支援事業者は(1)の②に○をつける。

1 届出の内容

- (1) ①法第51条の2第2項、②法第51条の31第2項関係(整備)
- (2) ①法第51条の2第4項、②法第51条の31第4項関係(区分の変更)

2 事業者(法人)	フリガナ 名称又は氏名					
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種類別					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ氏名		生年月日	年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)				

法人所在地、代表者の住所等は法人登記がされているとおりの表記で記載して下さい。

法人の所管する事業所数を記載し、別紙(事業所一覧)に詳細を記載する。

3 事業所名称等及び所在地

事業所数	
事業所名	※事業所が1事業所しかない場合であっても、 事業所一覧表 に記載し添付すること。

障害福祉サービス及び障害者支援施設については(1)を、相談支援事業所については(2)に○をつける。

4 障害者自立支援法上の該当する条文(事業者の区分)

- (1) 法第51条の2
(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)
- (2) 法第51条の31(指定相談支援事業者)

5 障害者自立支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項

第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生年月日
	愛知 太郎 (アイチ タロウ)	昭和〇〇年〇月〇日
第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 【任意様式】	
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要 【任意様式】	

6の「区分変更」部分は、業務管理体制の届出を行う事業者は記入の必要はありません。空欄で結構です。

6 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	
	事業者(法人)番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	
区分変更日	年 月 日	

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和 年 月 日

一宮市長 殿

事業者(法人)番号は、事業所番号(10桁)とは異なります。そのためこの部分の記入は不要です。

事業者(法人) 名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

該当部分に○をつける。具体的には、障害児通所サービスの事業所は(1)の①を、障害児入所支援施設は(1)の②を、障害児相談支援事業者は(1)の③をつける。

1 届出の内容

- (1) ①児童福祉法第21条の5の2第2項
- ②児童福祉法第24条の19の2
- ③児童福祉法第24条の38第2項 (整備)
- (2) ①児童福祉法第21条の5の2第4項
- ②児童福祉法第24条の19の2
- ③児童福祉法第24条の38第4項関係 (区分の変更)

2 事 業 者 (法 人)	フリガナ					
	名称又は氏名					
	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号)				
		都道 府県	郡 市 区			
	(ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号			FAX番号	
法人の種別						
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ			生年月日	
		氏名				
代表者の住所	(郵便番号)					
	都道 府県	郡 市 区				
	(ビルの名称等)					

法人所在地、代表者の住所等は法人登記がされていると通りの表記で記載して下さい。

法人の所管する事業所数を記載し、別紙(事業所一覧)に詳細を記載する。

(1)から(3)のいずれか該当する部分に○をつける。

3 事業所名称等及び所在地

事業所数	
事業所名	※事業所が1事業所しかない場合であっても、事業所一覧表に記載し添付すること。

4 児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)

- (1) 法第21条の5の25 (指定障害児通所支援事業等)
- (2) 法第24条の19の2 (指定障害児入所施設等の設置者)
- (3) 法第24条の38 (指定障害児相談支援事業者)

5 児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項

第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生年月日
	愛知 太郎 (アイチ タロウ)	昭和〇〇年〇月〇日
第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要【任意様式】	
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要【任意様式】	

6の「区分変更」部分は、業務管理体制の届出を行う事業者は記入の必要はありません。空欄で結構です。

6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	
	事業者(法人)番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	
	区 分 変 更 日	年 月 日